

尾張旭市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和元年12月26日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局議事課

3 監査の期間

令和元年10月25日から令和元年11月29日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

課所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

議場設備等機器保守業務委託に係る支出事務について、支出負担行為が行われていない。当該業務委託は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

令和元年10月25日から令和元年11月29日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 行政財産目的外使用許可申請に対し、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて許可をしている。（都市計画課）

(2) 石原川改修工事について、労働条件報告に係る事務手続が行われていない。尾張旭市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する事務取扱要領によれば、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとされている。

（土木管理課）

(3) 取付管設置位置承認に係る事務処理について、公印の押印が省略されているなど、取付管設置位置承認書（第9号様式）が尾張旭市下水道条例施行規則に定める様式と異なる様式を用いている。（下水道課）